

性的マイノリティに関する人権問題



長い間、社会では、「性」について、非常に固定的に考えられてきました。「人は異性を愛するのが当然だ」とか「心と体の性別が違うことなどありえない、性別は男と女しかない」などの考えがあります。しかし、世の中には、自分がどの性別であるかの認識である性自認、どういった性別の人を好きになるかという性的指向、生物学的特徴に基づく性別、服装やしぐさ、言葉遣いなどの性別表現など、性のあり方は多様です。

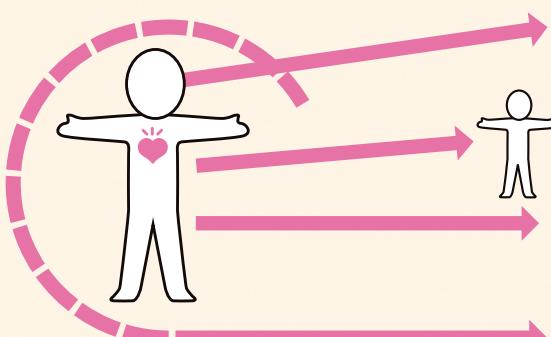
性自認や性的指向等が非典型である性的マイノリティは、日常生活のさまざまな場面において、奇異な目で見られるなどの精神的苦痛を受けていふとともに、就職をはじめ自認する性での社会参加が難しいなど、社会の無理解や偏見のため、不利益や差別を受けている状況にあります。

また、当事者は自らの性のあり方に違和感をもつていても、誰にも相談できずに悩み続けたり、それを友人や家族等の他者に伝える」とは大きな困難を伴つたりします。

性的指向や性自認などを理由とする偏見や差別をなくし、すべての人々が尊重され、自分らしく生活できる社会にしていく必要があります。

熊本市では、平成三十一年（二〇一九年）四月から「熊本市パートナーシップ宣誓制度」を開始するなど取り組みを進めています。

性の多様性



性自認 (Gender Identity)
自分がどの性別であるかの認識・アイデンティティ

性的指向 (Sexual Orientation)
どういった性別の人を好きになるか

身体の性的特徴 (Sex Characteristics)
外性器、内性器、性染色体、性ホルモン分泌などに見られる身体の性的特徴

性別表現 (Gender Expression)
行動、しぐさ、言葉遣い、服装など

